

社会福祉法人 大川福祉会  
役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大川福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

(各会への出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第6条 評議員が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(第三者委員の報酬)

第7条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言などの業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規定を準用し、「一般職4級以上の職務にあてるもの」とみなし、旅費を支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第10条 本規定を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

#### 附則

1. この規定は、平成14年4月1日より適用する。
2. この規定は、平成22年12月20日より施行し平成22年4月1日より適用する。
3. この規定は、平成29年4月1日より適用する。
4. この規定は、令和元年7月1日より適用する

別表1

実費弁償費				
役員等一律日額			3.000円	
理事長（決済及び月3回以上の業務）月額			40.000円	
研修参加・監事立合い				
監事監査	終日	10.000円	半日	5.000円
指導監査立合い	終日	10.000円	半日	5.000円
研修	終日	10.000円	半日	5.000円